

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A会における資格取得日に係る記録を20年4月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を250円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和19年3月31日から19年10月5日まで
②昭和19年11月16日から21年4月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）に、船員保険の被保険者記録を照会したところ、両申立期間について船員保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間①は、B訓練所（現在は、C訓練所）で、B訓練所所有のD丸に乗り、訓練を行っていた。申立期間②は、E株式会社（現在は、株式会社F）所有のG丸に乗り込んで、B訓練所の同僚が乗り込んでいた同社所有のH丸と船団を組んでいたが、I湾付近で攻撃を受け、H丸は昭和19年11月*日に沈没し、G丸も同年11月*日に沈没した。

その後、昭和20年1月ごろにJ港に帰った後はE株式会社所有のK丸等に乗って、23年3月までの期間においてLの業務に従事していたが、両申立期間について船員保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が乗り込んでいたE株式会社所有のG丸と一緒に船団を組んでいた同社所有のH丸に乗り込んでいたとする申立人の同僚は、「申立人とは異なる船舶に乗り込んでいたものの、同じ船団に所属していた。私が乗り込んでいたH丸は昭和19年11月*日

に、申立人が乗り込んでいたG丸は同年11月*日に、いずれもI湾付近で攻撃を受けて沈没した。その後、20年1月ごろにJ港に帰った後の期間については、申立人及び私はE株式会社の職員として別々の船舶に乗っていたと思う。」と供述しているところ、国立公文書館アジア歴史資料センターの資料によると、H丸及びG丸が沈没した日付は、申立人及び同僚が記憶している日付と一致していることなどから判断すると、申立人は、申立期間②について、E株式会社に在籍していたものと認められる。

また、株式会社Fは、「申立期間②当時、当社所有の船舶の管理はA会が行っており、実質上の事業主は同会であった。」としている。

さらに、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が申立期間②中の昭和20年4月1日から開始されている。

加えて、申立期間②のうち、昭和19年11月16日から20年4月1日までの期間については、乗り込んでいた船舶は沈没し、前述の同僚も当該期間には乗船していないことを供述していることから判断すると、申立人も船員として乗船していなかったと推測される期間であり、上記の予備船員の制度も無い期間であることを踏まえると、申立人が船員保険の被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

このほか、申立期間②のうち、昭和19年11月16日から20年4月1日までの期間における船員保険保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和20年4月1日から21年4月1日までの期間について、A会における船員保険の被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）のA会における昭和21年4月及び同年11月の記録から、250円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、C訓練所は、「D丸の実習生は学生であり、他

の大学生と同じく船員保険の被保険者ではなかった。」としているところ、申立人がB訓練所において同僚であったと供述する者についても、B訓練所における乗船期間は船員保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は親から「将来のことを考えて国民年金には絶対に加入しておくように。」と言われ、昭和 40 年*月、20 歳になると同時に実家の近くの A 市役所 B 支所へ行き、国民年金の加入手続を行った。

昭和 45 年 4 月に結婚してからも引き続き任意加入し、保険料は夫の銀行口座から口座振替で納付していた。53 年 3 月、長女が 4 月から小学校へ入学するのを機に夫の実家がある C 郡 D 町（現在は、A 市）に転居した。転居後も口座振替又は自治会の納付組織で保険料を納付していた。

任意加入を喪失する手続をした覚えも無く、継続して保険料を納付してきたのに記録が無いのはおかしい。申立期間に係る国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和 41 年 11 月 9 日、オンライン記録から申立人の国民年金被保険者資格取得日は 40 年*月*日と確認できる上、申立人が提出した年金手帳にも、資格取得日は昭和 40 年*月*日とされており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立人が提出した年金手帳の記録欄には、被保険者の種別が任意で、被保険者でなくなった日が昭和 57 年 5 月 20 日と記載され、その次の欄に被保険者の種別が第 3 号で、被保険者となった日が 61 年 4 月 1 日と記載されており、それぞれ D 町と A 市の押印がされている上、D 町が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金検認記録においても、

申立人が申立期間において国民年金の被保険者となっていたことはいかか
えないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民
年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、保険料納付に直接関与しておらず、当初、夫の勤務
するE銀行F支店の口座から口座振替にて納付していたと主張している
ところ、同銀行はD町の指定金融機関または収納代理金融機関となってい
ない上、その後、聴取する中で「自治会の収納組織で納付したかもしれな
い。」と主張を変えているなど、保険料額及び納付状況等の記憶は曖昧^{あいまい}
である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す
関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付していたことをう
かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年3月まで

私が学生であった20歳のころ、父から国民年金に加入するよう勧められたが、私が国民年金の加入手続を行ったことも申立期間の国民年金保険料を納付したことも記憶に無い。

しかし、申立期間当時を含めて、両親の国民年金制度への関心は高く、弟が20歳になった時の国民年金の加入手続及び資格取得後の国民年金保険料の納付は母が行ったと記憶している。

以上のことから、私が20歳になり、国民年金の任意加入が可能となった時に、母が、私に代わって私の任意加入手続を行い、その後の私の国民年金保険料を納付してくれたと思っているので、申立期間に係る国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付の前提となる国民年金手帳記号番号の払出日は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の20歳適用者に係る払出状況から、平成6年10月下旬ごろと推認でき、申立人の婚姻後に転居したA市において、第3号被保険者の資格を取得した時に払い出されたものであることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳において、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日が5年8月1日と記載されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、平成4年に婚姻するまで住所を変更していないなど、申立人に申立期間を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人と同様に申立人の母が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の弟には 20 歳になったときから納付記録が確認できることから、申立人の加入手続及び保険料の納付についても同様にされていたと思うと主張しているところ、学生の国民年金への強制加入は平成 3 年 4 月からであり、専門学校生であった申立人の弟が 20 歳になったのは、4 年*月であることから、申立人の弟は強制加入対象者となる。一方、申立人が学生であった申立期間は任意加入対象であり、その加入条件は異なっている。

加えて、申立人は、前述のとおり申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしていたとする申立人の母は、申立期間当時の国民年金保険料額について、当時の保険料額とおおむね一致する 8,400 円から 8,600 円であったと記憶しているものの、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について、「いつ、どこで手続きしたか覚えていない。納付した場所、納付方法もはっきりと思い出せない。」と述べているなど記憶が曖昧であり、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間において国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 56 年 3 月まで

私は、社会保険事務所（当時）に、申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できないとの回答を得た。

20 歳当時は A 市にある短大在学中のところ、母から寮に、国民年金保険料の納付を始めたとの電話があり、B 市の自宅に市から委託を受けた集金人の方が国民年金保険料を集金に来ていた記憶がある。母は既に死亡し、保険料納付を証明する資料等はないが、母は几帳面きちょうめんな性格で国民年金保険料は完納しており、私の妹も 20 歳から国民年金に加入し、保険料を納付してもらったと聞いていることから、長女である私の保険料も当然納付していたはずであり、申立期間、国民年金保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同番号の前後の番号における任意加入者の資格取得日から、申立期間経過後の昭和 58 年 12 月から 59 年 1 月ごろに B 市から払い出され、58 年 12 月 29 日に資格取得していることが確認でき、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与し

ておらず、これらを行ったとする申立人の母は、既に死亡しており、申立期間当時の状況が不明である。

さらに、申立人は、申立人の妹も 20 歳から国民年金に加入し、保険料を納付してもらっていたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の妹は、平成 6 年 10 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得し、保険料の納付は平成 7 年 3 月から開始していることから、20 歳から国民年金に加入していないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から 59 年 8 月まで
② 平成 2 年 6 月から同年 11 月まで
③ 平成 2 年 12 月から 3 年 7 月まで

申立期間①について、A株式会社の社長の面接によりB店の店長として採用され、住み込みで約2年間勤務した。

申立期間②について、機械業者の紹介で有限会社Cの社長と面接しD店のE兼店長として採用され、住み込みで約半年間勤務した。

申立期間③について、機械業者の紹介でF有限会社の社長と面接しG店のEとして採用され、住み込みで約1年間勤務した。

すべての申立期間について、入社時に社会保険の有無を確認し、年金手帳を各社長に渡したことを記憶しており、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業主の供述から判断すると、申立人が、A株式会社が経営するB店で勤務していたことは推認できる。

しかし、適用事業所名簿から、B店は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 3 月 1 日、同社と事業主が同一で個人事業所であるH事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは平成 2 年 4 月 2 日であり、申立期間①当時、すべての事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、事業主及び申立人が名前を記憶している同僚について、申立期

間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、適用事業所名簿において、A株式会社は平成16年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は、「当時の資料は残っていないため詳細は不明であるが、当社が厚生年金保険の適用事業所に該当する前の期間については、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と供述しており、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、適用事業所名簿において、申立事業所と事業主が同一であるI有限会社は、昭和59年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない。

- 2 申立期間②について、事業主の供述から判断すると、申立人が、有限会社Cが経営するD店で勤務していたことは推認できるものの、事業主は申立人の勤務期間について、約3か月であったと記憶しており、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

また、適用事業所名簿において、有限会社C及びD店は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるところ、事業主は「当時、会社の経営状況などを理由として、社会保険の適用事業所に該当する届出を行わなかった。当然、申立人は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料の控除も行っていない。」と供述しており、当該事業主について、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができず、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、F有限会社から提出された出勤簿及び平成2年11月分、同年12月分及び3年1月分の給料台帳から判断すると、申立人は、申立期間③のうち、2年11月16日から3年1月31日までの期間において同社に勤務していたことが確認できるものの、当該期間に係る給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、事業主は「申立人は短期間の勤務であったため社会保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。社会保険には勤務期間が1年以上の長期勤務者のみ加入させていた。」と供述しているところ、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、それぞれが記憶している入社時期から1年以上経過した後厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、当該事業所が、申立期間③当時、従業員について、入社して一定の期間を経過した後厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

さらに、平成2年10月1日から4年9月16日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「Eで何か月間も継続して勤務していた者はいなかった。」と供述しており、ほかに供述を得る同僚もいないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

加えて、当該事業所に係るオンライン記録に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 792 (事案 542 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月12日から29年12月24日まで
脱退手当金の支給決定は昭和30年*月*日となっているが、同日は私が長男を出産した日であり、脱退手当金の支給決定に係る関係書類を受け取ることはあり得ないことから、当初の申立てどおり、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和30年*月*日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄に脱退手当金が支給された旨が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえれば、申立期間の事業所を退職後、45年7月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年12月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、申立人の長男の出産日に当たるため、脱退手当金の支給決定に係る関係書類を受け取ることはあり得ないとして再申立てをしているが、脱退手当金の支給決定日は、社会保険事務所(当時)において支給決定の裁定事務処理日であ

り、申立人に対して脱退手当金に係る関係書類を交付した日ではないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 1 日から同年 7 月 21 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に、A 株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

勤務していた A 株式会社には、昭和 48 年 7 月に入社し、会社が 50 年 2 月に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった後も、同社に継続して勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A 株式会社勤務していたことは推認できる。

しかし、適用事業所名簿から、A 株式会社は、昭和 52 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社が新たに厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは同年 7 月 21 日であることから、A 株式会社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 52 年 3 月 1 日に、14 人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、このうち申立人を含む 13 人が健康保険被保険者証を返納した記録が確認できる。

さらに、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関係資料は無く、申立期間当時の事業主は連絡先が不明で、破産管財人も既に死亡しており、

申立期間において申立人と一緒に勤務したとする同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険の控除等について確認できる供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月 21 日から同年 7 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に、A株式会社（現在は、株式会社B）に係る厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

昭和 60 年 3 月 21 日に勤務していたC株式会社が倒産したが、翌日から会社の名称はA株式会社に変更されたものの、同日以前までの期間と同様に継続して勤務していた。ねんきん特別便の記録では、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A株式会社で勤務していたことは推認できる。

しかし、適用事業所名簿において、C株式会社は、昭和 60 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは同年 7 月 1 日であることから、A株式会社は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C株式会社及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 60 年 3 月 21 日にC株式会社で厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年 7 月 1 日にA株式会社で厚生年金保険被保険者の資格を取得している 18 人のうち 10 人は厚生年金保険の第四種被保険者資格を取得していることが確認できる一方、申立人は、当時、厚生年金保険の被保険者期間が 10 年未満であり、厚生年金保険の第四種被保険

者の資格を取得する要件を満たしていなかったことが確認できる。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は申立期間において、健康保険の任意継続被保険者として、健康保険被保険者の資格を喪失した後も引き続き同社に係る健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、当時の事業主は連絡先不明で、株式会社Bも当時の資料は保管していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できず、申立人の同僚からも、申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたとことを確認できる供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月22日から36年4月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）に、有限会社Aに係る厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

昭和33年7月1日から39年1月10日までの期間において、有限会社AでBの作業員として勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述からは、申立人が申立期間において有限会社Aに勤務していたことが確認できない。

また、商業登記簿によると、有限会社Aは既に廃業しており、申立期間当時の事業主及び経理担当者は既に死亡していることから、申立事業所の関係者等から申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について、関連資料及び供述を得ることができない上、前述の複数の同僚からは、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたことを確認できる具体的な供述も得られず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失欄に「33.8.22」、備考欄に健康保険被保険者証を返納し

たことを示唆する「証返納済」の記録が確認できる。

加えて、前述の同僚は「申立人の勤務状況について記憶は無いが、当時、会社では作業員の出入りが激しかった。景気に波があったため、仕事が無い時期もあり、この期間には会社を休む人もいた。」と供述している。

また、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 30 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 31 年 4 月から同年 7 月まで

私は、社会保険事務所（当時）に、船員保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

申立期間①はA県B市に所在するC事業所で、申立期間②はA県B市に所在するD事業所で、タグボートの機関長としてEの業務に従事し、両申立期間後は、職業安定所で雇用保険の失業給付を受給していた。さらに、申立期間③は、A県B市に所在するF事業所で作業船の機関長としてEの業務に従事していたので、すべての申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、C事業所でタグボートの機関長として勤務し、船員保険に加入していたと主張しているが、船舶所有者名簿によると、C事業所は、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、名前を記憶している事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び船員保険料の控除の状況を確認することができない。

なお、適用事業所名簿において、C事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、D事業所でタグボートの機関長として勤務し、船員保険に加入していたと主張しているが、D事業所では、「期間は特定できないが、申立人は当社で勤務していた。しかし、当社は船員保険の適用事業所に該当する旨届出を行ったことが無い。」としているところ、船舶所有者名簿によると、D事業所は、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、名前を記憶している事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び船員保険料の控除の状況を確認することができない。

なお、申立人を記憶している同僚一人について、D事業所における船員保険の被保険者記録は確認できない上、適用事業所名簿において、D事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるところ、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚は、申立期間②後において厚生年金保険の被保険者記録を確認することができる。

このほか、申立人の申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人は、F事業所で作業船の機関長として勤務し、船員保険に加入していたと主張しているが、船舶所有者名簿によると、F事業所は、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、名前を記憶している事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び船員保険の保険料控除の状況を確認することができない。

なお、適用事業所名簿において、F事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

このほか、申立期間③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 このほか、すべての申立期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。